型取引の更なる適正化の推進について

令和元年10月 経済産業省 中小企業庁

1. 適正な型取引の規範化・遵守の徹底

- ●産官学による「型取引の適正化推進協議会」において、新たな型取引の規範となる基本的な考え方や契約の ひな型を提言。正式決定後、産業界への指導及び助言の根拠となる下請振興基準等に反映。
- ●本提言を産業界や事業者に着実に浸透させるため、個別取引における新たな取引ルールの遵守徹底や産業界への働きかけ強化に向けた取り組みを実施。

(1)適正な型取引の規範化

- ●産官学で型取引ルールや契約のひな型をとりまとめ提言。
- ●ひな型等の規範化のため、経産省より関係省庁等へ通知。
- ●本提言内容を下請振興基準・ガイドラインへ反映。
- ●「自主行動計画」の改正や産業界への指導・助言に繋げる。

(2)新たな取引ルールの遵守徹底

- ●「型取引の適正化推進協議会」を常設化。産業界での取組の実施・浸透状況を継続的に把握し、好事例の抽出等、 徹底したフォローアップを実施。
- ●個別取引に対しては、下請Gメンによる監視を強化。
- ●問題のある事案については、下請振興法に基づく指導・助言により、新たな取引ルールの遵守を徹底。
- ※ヒアリング結果や問題事案が判明した場合、上記協議会にて速やかに対策等を検討し、国からの指導や産業界による 改善の取組を徹底。

(3)産業界への働きかけ強化(周知徹底)

●これまで、経産省製造産業局長や中小企業庁次長等が、 業界の会合等の場を活用し、各産業界役員や企業トップ に対して型管理の適正化の働きかけを実施。

これまでの説明者

製造産業局長 中小企業庁次長 製造局審議官 製造産業局産業機械課長 製造局素形材産業室長 製造局自動車課長 等

実施した対象団体

(自動車)日本自動車工業会,日本自動車部品工業会 (素形材)日本金属プレス工業協会,日本ダイカスト協会, 日本鍛造協会,日本鋳造協会,日本鋳鍛鋼会, 日本粉末冶金工業会

(機械製造)日本産業機械工業会,日本工作機械工業会 (電気・情報通信機器)日本電機工業会 等

●今後は、新たな取引ルールの遵守徹底のため、政務や地 方経済産業局幹部等も加え、地方の中堅企業や業界団 体も含め、日本各地の企業経営者から担当者に至る様々 な層への周知を徹底する。

【スケジュール】

令和元年10月25日 型取引の適正化推進協議会 報告書

パブコメ開始(1ヵ月)実施

11月末報告書 正式決定12月~働きかけ説明会実施

令和2年 3月末 「下請振興基準」改正

2. 型取引の適正化推進協議会 提言(案) について

(1)課題と現状

課題	現状
論点① 型の所有、取引条件	取引条件、型に対する指示が口頭等で曖昧
論点② 型代金・型相当費の 支払	量産開始まで型代金・型相当費が支払われず、 支払も24回分割払で資金繰りが苦しい
論点③ 型の廃棄・保管	廃棄の取り決めが不明確でサプライチェーン全体で共有化されておらず、廃棄の判断がされない。保管メンテナンス等の費用は受注側負担
論点④ 廃棄年数・保管費用 項目等の実効的目安	産業実態に則し具体性のある目安の策定(自動車、産業機械、電機・電子・情報産業)
論点⑤ 型の技術・ノウハウ	発注側企業から、一方的に型、図面データ等 の提供を要請され、第三者に譲渡等。

(2) 考え方

各課題について、型の所有実態、型に対する制限、要請等の内容を踏まえて、取引を3類型に整理し、それぞれの類型に応じて、適正化を図る。

【類型】

A:型についても<u>取引(請負等)を行う場合</u>

B:取引の対象は部品であるものの、型について も部品に付随する取引として型相当費の支払

いや製作・保管の指示等を行う場合

C:上記以外の場合

(3)取引類型ごとの新たな整理

(3) 取引規筆CCの利には正性							
類型	論点②		論点③		論点④	論点⑤	
	所有権	支払方法及び支払の時期	廃棄	保管料	目安	技術・ノウハウ	
Α	発注側	完成品の引渡し時点での一括払い、 資金繰りに課題のある受注側企業に は更なる前倒し	り決めを定め、取り決	ンロバエルコンベリニ	型の廃棄・返却の目安 量産期から補給期への移行の明。 確化	秘密保持契約を含めた取決めの書面	
В	受注側	資金繰りに課題のある受注側企業には一括払い、支払期日の <mark>前倒し</mark>	協議して、 <mark>廃棄の取り</mark> <mark>決めを定め</mark> 、取り決め に基づき廃棄	<mark>発注側負担</mark> (発注側が保管等の 指示を行うため)	年数の明確化	化 (意図せざる図面やデータの流出防止)	
С	受注側	_	受注側が独自に判断	<mark>受注側負担</mark> (受注側が独自に保 管を行うため)	-自動車 : 量産終了後15年 -産業機械: 量産終了後10-15年 -電機・電子: 最終生産後3年 型保管費用項目の目安 ・ 土地建物費等項目を明確化	型の製作技術・ノウ ハウに対する対価の 支払い	